

須磨離宮公園 臨時売店事業者募集要項

1. 募集の目的

公益財団法人神戸市公園緑化協会(以下「協会」という。)は、神戸市から指定された、指定管理者の代表者として、須磨離宮公園の管理運営を行っています。

須磨離宮公園は、平安時代の史跡や六甲山系から連なる緑に囲まれた丘陵から、はるか大阪湾を望むロケーションにあります。皇室の別荘「武庫離宮」、旧岡崎財閥私邸の遺構から、かつて別荘地として愛された須磨の地を体感することができます。また、バラをはじめとする四季折々の花やフィールドアスレチック「子供の森」などもあり、家族で楽しめる公園となっています。

本募集要項の対象としている臨時売店は、来園者の利便性向上を目的としており、利用者ニーズに合った和菓子等の販売を安定的に行うことができる運営事業者(以下「事業者」という。)を公募いたします。

2. 募集概要

(1) 須磨離宮公園の概要

① 所在地 神戸市須磨区東須磨 1-1

最寄駅 山陽電車 月見山・須磨寺駅より徒歩 10 分

② 施設内容 本園 約 17.8 ヘクタール、植物園 約 5.2 ヘクタール

主な施設 本園:噴水広場、王侯貴族のバラ園、レストハウス、フィールドアスレチック「子供の森」、花しょうぶ園、駐車場約 300 台
植物園:観賞温室、和室・和庭園、花の庭園、梅園、ぼたん園、駐車場約 20 台

開園時間 9 時~17 時

入園料 15 歳以上(中学生を除く)400 円、小・中学生 200 円

駐車料金 乗用車 1 回 500 円、バス 1 回 2,000 円

(2) 売店の募集内容

テント等備品持ち込みによる臨時売店の出店(テントは 3.6×5.4 メートル以下)

販売品目に季節の和菓子を含んでください。

3. 契約条件

(1) 契約先と出店形態

事業者として選定された後、別途、協会と契約を締結していただきます。

また、出店形態については都市公園内への臨時売店の出店となり、神戸市都市公園条例第 4 条に基づく行為許可の申請を行ってください。

(2) 事業期間

協会と締結する契約期間は、契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日までとします。また、契約期間満了の 2 か月前までに、双方において文書による異議の申し出がないときは、

同一条件でさらに 1 年間更新することとします。ただし、令和5年3月31日を限度とします。

協会が須磨離宮公園の指定管理者の指定を取り消された場合、本契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行いません。

(3) 営業日時

売店の営業日は、原則として「神戸まつり須磨音楽の森」、「離宮月見の宴」開催日は除く、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の土・日・祝日とし、2 月から 5 月、10 月から 11 月を中心、年間 50 日以上は出店してください。

営業時間は、10 時から 16 時までとしますが、公園の開園延長日は、開園時間に合わせて延長できるものとします。

雨天の場合は、その日の出店を取りやめることも可能とします。雨天により休業される場合は、当日 9 時までに管理事務所に連絡をしてください。

上記の内容を踏まえて、出店計画を策定し、協会の承認を得ることとします。

(4) 事業主体

売店の営業に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用・代行させることはできません。事業者が自ら営業してください。

(5) 営業に関する遵守事項等

① 営業の範囲

季節の和菓子等の販売とし、その他は協議することとします。

② 什器・備品

営業に必要な什器・備品等は、事業者の負担とします。強風による転倒防止策を行ってください。

もみじ観賞会の期間は、希望により照明付きテントのみ無償で提供します。

③ 電気

協会が指定する固定電源を使用することができます。営業に係る電気使用料金については、協会の請求に基づき、指定する期日までに指定する方法により支払ってください。

④ ごみ

店舗にごみ箱を設置し、販売により発生したごみは積極的に回収し、周辺を清潔に管理してください。回収したごみは、事業者の負担において処分してください。

⑤ 搬入・搬出

園内への搬入及び搬出に伴う車両の通行は、開園から 1 時間及び閉園前の 1 時間とし、歩行者に対して細心の注意を払い、万一事故が発生した場合は、速やかに報告のうえ、事業者の責任において迅速に対応してください。

(6) 開業に伴う手続き

開業にあたって、必要となる手続きは事業者が行ってください。

(7) 施設の維持管理

事業者は、施設等を善良な管理者の注意をもって利用してください。

(8) 報告事項

出店日の売上については、翌日までに数量、売上金額を記載したジャーナルまたはPOSレジデータ等の証拠書類を添えて報告してください。

(9) その他

公園利用者には誠実な対応を心掛け、苦情等が発生した場合は、事業者の責任と負担により対処してください。

4. 事業の中止、原状回復義務・補償

(1) 事業の中止(契約解除)

事業期間中であっても以下に該当した場合には、いかなる事由があっても事業中止(契約を解除)することがあります。ただし、協会は事業者に対し、損害等の一切の補償は行いません。

- ・当該施設を対象に、都市公園法第27条の規定に基づく監督処分を受けた場合
 - ・事業者の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合
- また、以下に該当した場合には、協会はただちに契約を解除するとともに契約書に定める違約金を事業者に請求します。
- ・応募資格に虚偽、違反する事象が判明した場合
 - ・事業者の用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当が判明した場合

(2) 原状回復義務について

契約期間満了又は契約解除等により営業を終了するときは、事業者の負担により当該施設と設備を原状回復するものとします。

5. 事業者の経費負担

事業者は、以下に掲げる経費を負担してください。

(1) 納付金

売上額(税抜)に提案した歩合率を掛け、消費税を加算し、協会の指定する期日までに納付してください。

(2) 売店運営費・維持管理費用(行為許可使用料、人件費、材料費、光熱水費、修繕費等)

行為許可使用料 1m²あたり 150円 電気使用料 1日あたり 600円(税別)

(3) 原状回復費用

6. 法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、都市公園法、神戸市都市公園条例、労働基準法・最低賃金法等の労働関係法令、食品衛生法、個人情報の保護に関する法律、神戸市個人情報保護条例、その他関

係法令、条例、規則及び要綱等を遵守してください。

7. 応募方法

(1) 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。なお、契約締結後において要件を満たさないことが判明した場合は、契約を解除することがあります。

- ① 現在、店舗での営業の実績を有していること
 - ② 当該営業に必要な資格及び免許を有していること
 - ③ 次の a～c のいずれにも該当しない者であること
 - a. 当該事業の契約を締結する能力を有しない
 - b. 破産者で復権を得ない
 - c. 国税及び地方税の未納がある
 - ④ 次の a～f のいずれにも該当しない者であること(いずれかに該当する者であって、その事実があった後 3 年経過したものも含む)であること
 - a. 神戸市又は協会の行った競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - b. 落札者が契約を締結すること、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき
 - c. 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げたとき
 - d. 正当な理由なく神戸市又は協会との契約を履行しなかったとき
 - e. 神戸市又は協会の行った競争入札又はせり売りの落札者が、落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかったとき
 - f. a～e の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは役員または実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当する者)に該当しないこと
 - ⑥ 業務の従事者は暴力団員またはこれに準じる者でないこと
- (2) 事業者選定までの手続きとスケジュール
- ① 募集要項の配布 令和 2 年 3 月 24 日(火)～4 月 10 日(金)
上記期間内に須磨離宮公園のホームページよりダウンロードしてください。
 - ② 入札参加申込 令和 2 年 4 月 10 日(金)16 時締切

③ 入札参加希望者は、入札参加申込書兼誓約書(様式1)に、必要事項を記入し、印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)に登録された印(実印)を押印のうえ、提出書類のa～cを添え、上記締切までに須磨離宮公園管理事務所へ持参してください。(4月9日(木)を除く)

提出書類(各一通)

- a. 納税証明書(地方税、消費税及び地方消費税)(令和2年2月1日以降発行分)
- b. 納税申告書(写)(消費税及び地方消費税)(令和2年2月1日以降発行分)
- c. 店舗の住所、及び製造・販売している主な商品が分かる資料(様式任意、パンフレット可)
- d. 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)原本(令和2年2月1日以降発行分)

④ 質問

入札参加希望者は、質問書(様式2)により、以下の通り質問を行うことができます。

受付締切 令和2年5月15日(金) 17時

FAX又はEメールで送信してください。

(FAXの場合は4月9日(木)を除く)

回答 令和2年5月20日(水)までにFAX又はEメールにて回答します。

⑤ 入札

令和2年5月26日(火)16時までに、入札書(様式3)に以下の要領で必要事項を記載し、須磨離宮公園管理事務所まで持参してください。(5月7日(木)、14日(木)は除く)

ただし、入札時の立会いは不要とします。

- ・必要事項を記載し、実印を押印してください。
- ・歩合率は百分率とし、算用数字ではっきりと記載してください。
- ・記載事項を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、実印で訂正印を押印してください。
- ・所定の要件を満たさない、又はその他記載事項の不明瞭な入札は無効とします。

⑥ 開札

5月27日(水)

- ・最も高い歩合率をもって入札した者を落札者とし、最も高い歩合率をもって入札した者が複数あった場合は、最も高い歩合率を提出した者に伝え、期限を決めて再度入札書の提出を依頼します。

- ・不調となった場合は、再入札を行います。

⑦ 選定結果の通知

令和2年5月下旬に応募者全員に文書で通知します。ただし、選定内容に関する問い合わせには一切応じられません。

⑧ 選定結果の公表

令和2年5月下旬に須磨離宮公園のホームページで公表する予定です。

(3) 応募書類の取扱い

- ① 応募書類は理由の如何を問わず返却いたしません。
- ② 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ③ 提供を受けた個人情報・営業情報は、選定の目的のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

8. 選定に関する留意事項

応募書類提出後は、記載内容の変更はできないものとします。

選定にあたり、必要に応じて問い合わせを行うことがあります。

9. 営業開始予定

令和2年6月上旬(予定)

10. 契約書等の締結

事業者は、本要項に基づく契約書等を締結していただきます。

11. 問い合わせ先(事務局)

〒654-0018 神戸市須磨区東須磨1-1 須磨離宮公園 管理事務所

担当 高田・桐山

電話(078)732-6688 FAX (078)734-6022

E-mail rikyu@kobe-park.or.jp

<添付資料>

- ① 応募書類(様式1~3)
- ② 出店位置図
- ③ 過去3か年入園者数